

遊漁船におけるライフジャケット着用義務の拡大

- ①から③は、船室外のすべての乗船者ライフジャケット(国土交通省認定品)の着用を義務付け。
- 遊漁船(渡船)を利用し、磯等渡し及び磯釣りを行う場合は、国土交通省の認定品でないライフジャケットでも使用可。

現 行

着用義務



① 海中転落のおそれがある作業をする場合



② 12歳未満の小児(船室外)

努力義務



③ 遊漁船の利用者(船室外)

着用義務



④ 磯の上の釣り人

改正後

着用義務(認定品)



① 乗船中は常時着用(船室外)※



② 12歳未満の小児(船室外)※



③ 遊漁船の利用者(船室外)※
磯渡し等を除く

着用義務



④ 磯等渡し及び磯の上の釣り人

※ 荒天時は船室内においても着用